

商標出願の意義

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. 商標出願を行わないことの危険性

日本の商標法制度は「先願主義」を採用しており、同一又は類似の商標について2以上の出願があった場合には、「先に出願した者」に権利が付与されます。したがって、ある商標を自己の標識として先に使用していたとしても、その後第三者が同一・類似の商標を出願し登録した場合には、「自社のブランドを使用できなくなる」、「先に登録した第三者から、商標権侵害を主張され高額の損害賠償を請求される」等の不利益を被るおそれがあります。

また、商標出願を行い登録しなければ商標権は発生せず、後発の模倣者に対して、商標権を行使することができません。

2. 商標登録の意義

- A 自社の商標と同一又は類似の商標が無断で使用されたり、知らないうちに出願・登録されたりすることを未然に防止する。(通常出願)
- B 現時点では使用の予定はないが、将来使用する可能性があるため出願しておく。(ストック商標出願)
- C 使用の予定は当面ないが、第三者に商標登録されることを避ける。(防衛的出願)
- D 登録性が低いと考えられる場合(特に識別性)に、敢えて出願し、登録性がないことを確認する。(確認的出願)

3. 出願するか否かの判断基準

(1) 商標の重要度

